

令和8年度第1回瑞穂町個人情報保護審査会 議事録

日時		令和8年7月9日（木） 午後1時52分から午後4時5分まで
場所		瑞穂町役場庁舎 3階共用事務室
出席	審査会委員	町田和美 坂内幸男 木村裕史 藤江勇佑
欠席	審査会委員	なし
除斥	審査会委員	田中信雄
会議の要旨		1 開会 総務課長 2 会長挨拶 町田会長 3 議事 (1) 議題 瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）が行った保有個人情報不開示決定処分（令和8年3月26日付け瑞教教収第208号）に対する審査請求について（諮問） (2) 教育委員会による説明 瑞穂町個人情報保護審査会は、教育委員会に対し、瑞穂町個人情報保護審査会審査要領第11条の規定により、委員からの事前質問に対する回答及びその他質問に対する説明を求めました。 教育部教育指導課長及び同課教職員係長が説明し、説明後退席しました。 (3) 審理 令和8年2月27日付けで受理した保有個人情報開示請求に対し、「文書不存在」を理由に、教育委員会が個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により全部を開示しないことを決定したことに対する審査請求について審理を行いました。 その要旨は、次のとおりです。 ① 教育委員会への聴取過程で、教育委員会の担当職員が、審査請求人及び学校関係者との間で行った聴取に立ち会った際にその内容を書きとったメモ（電磁的記録）の存在が判明しました。 ② 当該メモが、保有個人情報開示請求の対象となる保有

	個人情報に該当するか判断するために、保有個人情報の定義について検討を行いました。その結果、開示請求の対象となる「保有個人情報」は、「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するもの」として、当該行政機関等が保有しているものであり、地方公共団体等行政文書に記録されているもの」であると確認しました。また、「地方公共団体等行政文書」については、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるもの」として、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの」であると確認し、当該メモがこの定義に該当するか否かについて検討を進めました。 ③ 当該メモは、審査請求人及び学校関係者との間で行った聴取に業務の一環として立ち会った職員が、職務の記録として作成した電磁的記録であり、作成に際し、組織を管理する職にある課長の確認も受けています。さらに、当該メモは、詳細な内容が記録されており、既に開示されている文書と形式的に類似しています。以上のことから、当該メモは、行政機関等の職員が「職務上作成し、又は取得したもの」であると言えます。 ④ 当該メモは、組織共有のデータフォルダー内に保存されており、同じ組織に属する職員であれば誰でも参照することが可能な状態です。また、当該メモは現時点で未廃棄であり、組織共有のデータフォルダー内に保存された電磁的記録を廃棄することになった場合は、作成者等の職員個人が、組織としての判断を経ず独断で廃棄等を行うことは通常想定しにくいと言えます。以上のことから、当該メモが「組織的に用いるもの」として「保有しているもの」であることが認められます。 ⑤ 当該メモは、その作成・取得、利用、廃棄等の一連の流れにおいて教育委員会が組織的に保有している実態を有しており、そこに記載された情報は保有個人情報に該当すると考えます。 ⑥ 当該メモについて、保有個人情報に該当しないとした教育委員会の判断には誤りがあるため、本件処分は取
--	---

	り消されるべきであると考えます。また、当該メモと同じ性質を有する情報が他に存在しないか改めて探索作業を実施した上で、当該情報が開示の対象となる保有個人情報に該当しないか改めて判断し、開示・非開示を決定すべきであると考えます。 4 結論 本件について審理した結果、教育委員会が行った保有個人情報不開示決定処分（令和8年3月26日付け瑞教教収第208号）を取り消し、職員が作成し組織共用フォルダー内に保存している電磁的記録も含めて改めて情報の特定を行った上で、開示・非開示の判断をすべきであると考えます。 5 閉会 町田会長
--	--